

発 議	令和 3 年 6 月 19 日	保存年限	永年・10 年・5 年・3 年・1 年・()			
決 裁	令和 3 年 6 月 日	情報管理	□開示 (□全部 □一部 □時限)			
施 行	令和 3 年 6 月 日		□非開示 (非開示解除)			
町 長	副町長	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
						
対 応 報 告 書						
対 応 日 時	令和 3 年 6 月 9 日 (水) 11 時 00 分					
対 応 者	■■■■■■■■■■ 氏 (■■■■■■■■■■)					
	総務課総務係 主事 米田 純希					
次のとおり対応したので報告します。						
件 名	土地賃貸借契約書 (案) における確認について					
内 容 (要 旨)	一経緯一 令和 3 年 6 月 4 日付発議の同標題により整理した「契約解除の際の原状復旧とは建物の解体までを含むか否か」について、契約相手方■■■■■■■■■■氏へ電話により見解を示した際の顛末。 (米田) ※一連の見解を説明。 ■■■■■■■■■■氏) 今説明を受けたとおり、契約当時において契約解除の際は建物を解体して原状に復した上で町に土地を返却すると認識していたことは事実であろう。ただ、前に直接お話しした (令和 3 年 4 月 28 日総務課長、総務係長同席) 当時の事情を考慮してもらいたい。 (米田) 当時の事情という。 ■■■■■■■■■■氏) くどいように申し訳ないが、私は騙されてしまった。信頼を寄せていたあまり確認を怠った当時の私も悪いが、全財産を使って■■■■■■■■■■さんから家を買って、直して、住めないから壊すと。そうなると思う当てもない。その時に当時の総務課長さんが声をかけてくれて貰					

貸借契約を結んで住めるようにしてもらって、ただその時は建物の解体などの条件は全て認めるしかなかった。生活ができなくなると考えていたからだ。

(米田)

■さんの事情は過去の書類や以前伺った話で十分承知している。ただ本町の整理として、ここの土地だけ特例的な扱いをすることは非常に困難と考える。いずれにしてもこの電話では解決できないので、また■さんのご都合つく際に立ち寄ってもらえないか。

(■氏)

了解した。伺う際は連絡する。

(米田)

お待ちしております。

対応結果又は
今後の処理

別途日程調整の上面談を実施し、本町見解に基づく賃貸借契約の締結に向けて協議を継続します。